

改正の概要

改正する規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

バラストタンク等の塗装基準

改正理由

鋼船規則 CSR-B 編及び CSR-T 編では, IMO 塗装性能基準¹を強制化する SOLAS 条約 II-1 章 3-2 規則の改正が IMO により採択された日以降に建造契約が行われる船舶については, 防食措置の要件として当該基準を満足しなければならない旨を規定している。

その後, 第 82 回海上安全委員会 (MSC82) において, 当該 SOLAS 条約の改正案が IMO 決議 MSC.216(82)として採択された (採択日: 2006 年 12 月 8 日)。更に, 当該条約にて強制化されている IMO 塗装性能基準が IMO 決議 MSC.215(82)として採択された。

今般, 採択された IMO 塗装性能基準を参照して, 鋼船規則 CSR-B 編及び CSR-T 編が適用される船舶に対する関連規定を改める。

改正内容

- (1) 鋼船規則 B 編及び同検査要領において, 塗装テクニカルファイルの審査及びペイント工事の検証に関する要件を加える。
- (2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領において, ペイント工事に用いる塗装システムの認定に関する要件を改める。

¹ IMO "Performance standard for protective coatings for dedicated seawater ballast tanks in all types of ships and double-side skin spaces of bulk carriers"